平成２３年（フ）第６９号
山形市南四番町８番18号
債務者　高橋　数範
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９２号
山形市円応寺町21番27―301号　県営アパート１
債務者　金子　裕之
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４号
山形市銅町２丁目19番18―905号　銅町住宅
債務者　佐藤　好子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９８号
山形県東根市神町中央１丁目８番28号　平山住宅３
債務者　武田　　明
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１００号
山形県上山市十日町４番11号
債務者　石井　禮子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０１号
山形県上山市十日町４番11号
債務者　石井　伸子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
岐阜県大垣市割田２丁目408番地９　ホープタウンＢ棟101
債務者　村瀬　広樹
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
岐阜県大垣市室本町５丁目10番地
債務者　小松　昌夫
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
岐阜県大垣市室本町５丁目10番地
債務者　小松みつる
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
三重県鳥羽市相差町436番地３
債務者　前田　輝郎
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
広島県福山市幕山台７丁目16番20号
債務者　冨原　秀治
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１０６号
広島県福山市東村町2234番地１　シャルマン203、旧住所広島県三原市宗郷１丁目８番12号
債務者　藤原　美香
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１５号
広島県府中市上下町有福2719番地
債務者　赤岡　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２４号
広島県府中市中須町1134番地１、旧住所広島県府中市中須町515番地１
債務者　高橋　理恵
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１２５号
広島県福山市南蔵王町４丁目12番19号
債務者　竹内　康仁
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４８号
栃木県足利市藤本町111番地２
債務者　浦野　　晃
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５８号
栃木県足利市粟谷町281番地
債務者　斎藤かよ子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部